

改正後	改正前
財務省行政文書管理規則	財務省行政文書管理規則
目次　　[略]	目次　　[同左]
第 1 章～第 9 章　　[略]	第 1 章～第 9 章　　[同左]
第 1 0 章　秘密文書等の管理 （特定秘密である 情報又は重要経済安保情報 が記録された行政文書の管理）	第 1 0 章　秘密文書等の管理 （特定秘密である 情報 が記録された行政文書の管理）
第 2 9 条　特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。	第 2 9 条　特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。
また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた財務省重要経済安保情報保護規程（令和 7 年財務省訓令第 1 2 号）に基づき管理するものとする。	
（ 特定秘密又は重要経済安保情報 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である 情報又は重要経済安保情報 が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理）	（ 特定秘密 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である 情報 が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理）
第 3 0 条　　[略]	第 3 0 条　　[同左]
第 1 1 章　　[略]	第 1 1 章　　[同左]

改正後	改正前
別表第 1 [略] 別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 [略] 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)から(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報が記録された行政文書 特定秘密である情報が記録された行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 また、重要経済安保情報が記録された行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適格事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)・(6) [略]	別表第 1 [同左] 別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 [同左] 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)から(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) [同左] (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)・(6) [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	